

学校感染症と出席停止基準一覧

学校保健安全法施行規則平成21年4月1日改正より抜粋

第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザH5N1及び新型インフルエンザは除く)	発症後5日かつ、解熱後2日(幼児は3日)が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで。または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医、その他医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医、その他医師が感染の恐れがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎、急性出血性角膜炎	症状により学校医、その他医師が感染の恐れがないと認めるまで
	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良好であれば登校可
	ウィルス性肝炎	A・E型:肝機能正常化後登校可能 B・C型:出席停止不要
	手足口病	発熱や咽頭・口腔の水痘・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治療期は全身状態が改善すれば登校可能
	伝染性紅斑	発疹(りんご病)のみで全身状態がよければ登校可能
	ヘルパンギーナ	発熱や咽頭・口腔の水痘・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治療期は全身状態が改善すれば登校可能
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
	感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能

※新型コロナウイルスはインフルエンザと同じ扱いとなります。